

鳥取県営東山水泳場の指定管理候補者の選定について

鳥取県営東山水泳場の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域づくり推進部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体

[構成員]

(代表) 一般財団法人鳥取県水泳連盟 鳥取市天神町50番地3 会長 川口 武
公益財団法人鳥取県スポーツ協会 鳥取市東町一丁目220番地 会長 林 昭男

2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

295,800,000円（債務負担行為額 295,870,000円）

[参考] 各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和4年度	58,375,000円
令和5年度	58,795,000円
令和6年度	59,105,000円
令和7年度	59,485,000円
令和8年度	60,040,000円

4 選定理由

鳥取県営東山水泳場の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、地域との連携や障がい者への配慮、水泳教室の充実など利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できることから指定管理候補者として選定したもの。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体	鳥取市天神町50番地3	会長 川口 武

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
黒田 多美子（委員長）	倉吉市スポーツ推進委員協議会 会長
酒井 嘉一（副委員長）	税理士
景山 かず子	鳥取県障がい者水泳協会 理事
明場 達朗	鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課 課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	35

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(一財) 鳥取県水泳連盟・(公財) 鳥取県スポーツ協会共同企業体
基準1（施設の平等利用）	適／不適	適
基準2（施設の効用発揮）	65	41.0
基準3（経費の効率化）	20	9.0
基準4（管理の安定性）	35	17.3
合 計	120	67.3
順 位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見等】

○選定基準1 <施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること>

- ・施設の目的を充分理解し、現指定管理者として誠実に取り組んでいる。
- ・現指定管理者であり、これまで培ってきたノウハウを活かすことができる。
- ・県民の健康づくり、障がい者水泳の普及等、スポーツ文化の交流の場として、安全で公平に利用できる場所を県民に提供することにより、水泳を通じて「幸福を追求し、健康で文化的な生活」を送れるよう支援したいと考えている。
- ・目的理念がしっかりし、管理運営への配慮が行き届いていると思う。

○選定基準2 <施設の効用を最大限に発揮させるものであること>

- ・運営について、鳥取県が策定した「鳥取県スポーツ振興計画」の4つの柱を中心に考えている。
- ・減免規定が細かく規定されている。
- ・事業計画及び管理体制がしっかりしている。
- ・利用者の安全第一を考え、AED点検、レスキュー担架設置など使用訓練を行い、監視体制が取れている。
- ・新型コロナウイルス感染予防による入館時の対策がしっかりしている。
- ・サービス向上手段33項目は、部外者にも分かりやすく、職員も取り組みやすいと思う。今後は40項目になるようだが、PDCAサイクルが機能していることが分かった。
- ・サービス向上の点については、非常に前向きに取り組んでいる印象を受ける。

○選定基準3 <管理に係る経費の効率化が図られるものであること>

特になし

○選定基準4 <管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること>

- ・継続雇用について、地域密着型施設を目指し、「人材は財産」を基本的な考えとして、「県民の体力維持・増進等」の実現に向けて、職員にやりがいがあり、持てる力を最大限に発揮できる職場を目指している。
- ・少人数での管理体制にて、マルチジョブの内容また新型コロナウイルス感染予防対策など徹底されている。
- ・鳥取県は、障がい者が比較的多く、障がい者配慮に更に重点を置いて欲しい。
- ・あいサポート企業等の認定や男女共同参画の取組に、もっと積極的に関与するとともに良い。

○その他

- ・全体的として誠実に管理運営されている姿を快く感じた。
- ・施設見学した時の様子がとても良く、県民の皆様により安全に有意義に使っていただける施設となるよう、今後の取り組みに期待する。
- ・既に指定管理者として経験を積んでおり、運営に関するノウハウも有し、サービスの向上や利用促進にも力を注いでいる。
- ・財政基盤もしっかりしており、今後の管理運営について地元や関係団体との連携を図りながら、県民のための施設として活性化と改善を進めていきたいと考えている。
- ・これまでの実績も踏まえて考えると、指定管理者とすることに特に問題はないと考える。
- ・プレゼンテーションでは、アピール力が足りなかった。他のスイミングスクールとは違う良いところをもっとアピールする姿勢が必要。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間

〈屋内プール〉 10:00～20:00

〈屋外プール〉 6/15～9/15

夏休み以外：10:00～17:00

夏休み中（7/20～8/31）：10:00～18:00

○休館日：毎週水曜日、年末年始（12/29～1/3）

(2) 利用料金・減免

○利用料金：現行どおり

○減免基準：現行どおり

(3) スポーツの普及振興のための取組

○子ども達がオリンピックに触れることにより、夢や希望を与えられる機会を提供する。

○各種公認大会の開催、県内外からの強化合宿受入を行う。

○自主事業である水泳教室を実施し、会員の加入を促進する。また、ウォーキング教室、水中ダンスなど誰でも楽しめる教室を開催する。

○水泳教室の大人の会員を増やし、自己目標を達成できるよう支援していく。また、マスターズ大会出場を一つの目標とし出場を促す。

○障がい者スポーツの振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進するとともに、障がい者を対象とした水泳大会を誘致する。

○70歳以上の減免制度（無料）の広報を行う。

○スポーツと健康について医師を招いた研修会を開催する。

○地域の小学校の体育授業に職員を特別非常勤講師として派遣する。また、地元の中学校と連携し、部活動の飛込指導教室を開催する。

(4) 経費削減のための取組

○職員全員がすべての業務を行う「マルチジョブ方式」により、余剰な人員の発生を抑制する。

○プールの水量を適宜必要量のみ給水、シャワーを無駄遣いしないよう表示による注意喚起を行う、トイレ用水などを節水型便器に適宜交換するなど、節水に努める。

○室温調整や、室内照明のLED化を進めるとともに必要最低限の使用とするなど、節電に努める。

○プール加温ボイラーの水温調整や、冬季はプールに保温シートをかけるなど、燃料費の削減に努める。

○外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。